

# 外交記録をめぐる冒険

— 読む・使う・発信する —

情報公開の必要性は論を待たない。

政府はこれまで外交記録を積極的に公開してきたが、国益を見据えたさらなる戦略的展開が求められている。

# 歴史感覚なくして 外交感覚なし

— 外交記録の戦略的活用に向けて —

近代日本の外交記録を所蔵する外交史料館。

しかしその記録は人々に読まれ、使われて、初めて意味を持つ。

研究者と実務家が一堂に会し、

史料を読む楽しみ、使いこなすためのアイデアを語る。



## 座談会

**波多野澄雄**

法政大学教授

**福田円**

**細谷雄一**  
慶應義塾大学教授

**福島香代子**

外務省外交史料館長

## 政治のダイナミズムを追体験する

福島 外交史料館には明治以降の外交記録が約二二万点所蔵されています。今日は、その中のほんの一部ですが、第

二次大戦後の面白そうな史料を持ってきました。いくつかご紹介したいのですが……これ（次頁上）は、占領期のいわゆる「ジープウエイ・レター」と言われる史料です。

波多野 白洲次郎からGHQ民政局のホイットニー宛てた書簡ですね。

福島 一九四六年二月一五日付ですから、日本国憲法の制定過程における、日本側の憲法改正案（松本試案）と米側のマッカーサー草案をめぐって厳しい交渉が行われていた時の一コマです。白洲としては、日本案も米国案と出発点と目標は共有しているが、そこに至る過程については米国のような直線的な道筋（your way）ではなく、日本の国内事情を慮れば、山あり谷ありのでこぼこ道（jeep way）を通らざるを得ないと理解を求めたもので、現場の息遣いのようなものが感じられる文書だと思います。今年は憲法制定七〇周年ということで、国立公文書館の特別展「誕生日本国憲法」にも出陳しました。

細谷 白洲次郎といえば吉田茂の懐刀です。私は大学時代

は日本政治外交史のゼミに在籍しましたが、現在の英国外交史に専攻を移す際の接点になったのが、英国外交を高く評価する吉田茂でした。ですから、吉田時代の史料には興味がわきます（笑）。

福島 もう一つご紹介します。こちらはぐつと現代に近づいて、一九八三年一月に中曾根首相が首相として初めて訪米した時の日米首脳会談の記録です。当時激しかった貿易摩擦の問題をはじめ、安全保障に関する言及もあります。のちに「ロン・ヤス」と呼び合う信頼関係を築くこととなつた二人の最初の会談記録です。

福田 一九八〇年代の記録も公開が進んでいるんですね。福島 「三〇年公開ルール」により、八〇年代後半の記録の公開が始まっています。この会談記録も、一部については情報公開法に基づく請求によりすでに公開されていますが、今年一月に非公開部分も含めて全面公開しました。

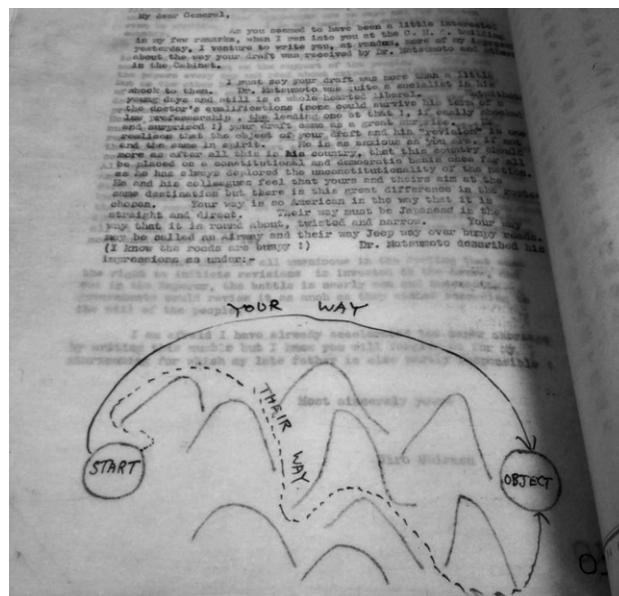
波多野 この会談に至るまで、日米の外交当局は相当な準備を重ねています。残された記録からその過程を丹念に読み解していくと、ある政治的な決断や帰結に至るまでにさまざまな情報が集められ、整理され、集約されていく過程がわかります。ある指導者はどのような情報を重視して判断を下したのか、当時の政治的な意味や効果をどのよう

に理解していたかがわかるし、また一方で、途中で捨象されたいいくつかの選択肢を見ることで、さまざまな可能性を考えることができます。

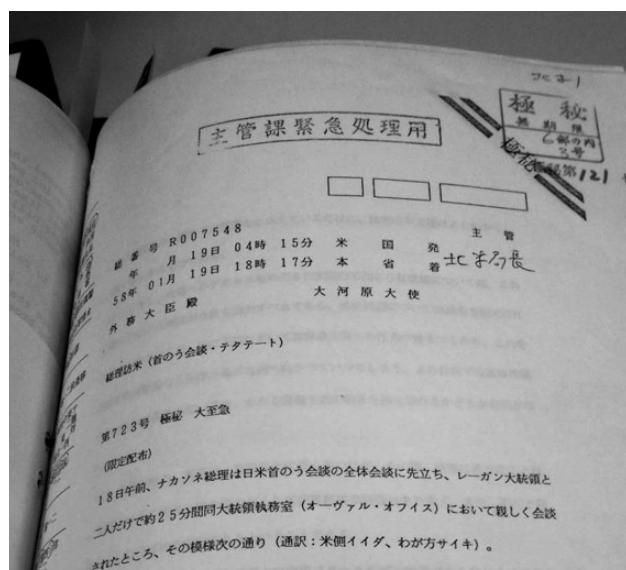
### 細谷

そのあたりが史料を読む面白さですね。通史や研究書に描かれているのは、筆者によつて多くの要素が削ぎ落とされた、言わば「漂白された」歴史です。本当は、そこ

に至る過程での当事者の苦悩や逡巡、対立と妥協があり、それらが外交交渉のなかで昇華して合意や条約を生み出したり、ときには失敗したり、その糺余曲折が面白い。修業時代にロンドン・キューガーデンの公文書館の席に座つて当時の記録をめくつていると、まるで自分がアーネスト・ベヴィンやアンソニー・イーデンと一緒に閣議や外交交渉



1946年白洲次郎がGHQ高官に、新憲法の制定における日本側の複雑な事情を説明した書簡（文書番号 A'3002-1「帝国憲法改正関係一件 憲法改正草案要綱関係」）



1983年に中曾根首相が初訪米した際のレーガン大統領との会談記録（文書番号 2016-1198「中曾根総理米国訪問」）。上下いずれの史料も外交史料館で閲覧できる

## 外交記録は、実務で使いこなしてこそ意味がある。 そのための環境整備が必要だ。



ほそや ゆういち 2000年慶應義塾大学学院法学研究科博士課程修了。博士(法学)。専門は英国外交史、欧州国際政治史。北海道大学専任講師、敬愛大学専任講師などを経て現職。著書に『迷走するイギリス E.U離脱と欧州の危機』『安保論争』『歴史認識とは何か』など多数。

の席に居合わせているような感覚に陥ることがあります。研究者として最も良い時間です。そしてさまざまな難問に立ち向かう政治指導者の思考や行動のプロセスを追体験する作業は、外交とはどうあるべきか、危機にどう立ち向かうかという問い合わせに対するのケーススタディにもなりました。二〇世紀の英國のなかでも最高水準の外交指導者であるベヴィンやイーデンが、バーチャルな「指導教授」として語りかけているようで、よいトレーニングになりました。

**波多野** 近代日本でも同じことを感じます。最近は明治期の史料を読むことが多いのですが、例えば明治初期、一八七三年の征韓論に大反対した大久保利通は、翌年には台湾出兵を認めます。わずか一年で、なぜこのような対応

の違いが生まれたのか。あるいは一九〇二年の日英同盟締結に関して、当時はそれに慎重な伊藤博文ら日露協商派が存在しました。両者は必ずしも正面から対立しているわけではありませんが、そのような路線の違いはなぜ生じたのか。さまざまなオプションの中から政策が決定されていくダイナミズムは、日本外交への理解、あるいは外国の行動への理解を深めるという点で、時代を超えて有意義な作業でしょう。

**福田** 中国のように外交史料の公開が欧米や日本と比べて遅れ、なおかつ共産党による「正史」が重い意味を持つ国では、当時の指導者の葛藤や検討されたオプションは明らかになりづらいですが、それでも史料にアクセスできれば、

# 史料のあるところに人が集まり、歴史の言説が生まれる。戦略的な情報公開と発信を。

公式の歴史とは異なる面白いドラマに出会えます。例えば、台湾海峡の中国側、福建省からほど近いところに金門島という島があります。厦门や泉州からわずか二～三キロの距離ですが、実は中華民国政府が実効支配しており、しばしば紛争の種になつてきました。なぜ毛沢東はこのような状態を許容したのか。中国では、毛沢東は金門島を中華民国側に残しておくことで、非公式ではあるが中台交流の場——よく「へその緒」という表現が使われます——を確保したとされています。しかし当時の史料を読むと、毛沢東はやはり金門島の国民党軍に脅威を感じて排除を試みたものの、国内外情勢との兼ね合いを考慮すると諦めざるを得なかつたというのが、実態に近いようです。

福嶌 外交記録は外交実務の現場でも活用されています。私の経験を申し上げると、一九八〇年代末から九〇年代初

もう一つ例を挙げると、中国は一九六四年にフランスと国交を正常化しますが、これは米中対立のなかで、中国が他の西側主要国との関係正常化を進める突破口となるはずの出来事でした。しかしこのとき、フランスは中華民国との断交について文書はおろか声明を発表することもなく、一切言質を与えていません。中国の通説では、声明こそなかつたものの、「一つの中国」という原則に則つてフランスと交渉を行つたことになつています。しかし実際は中国政府がフランスから言質を取りれず、不確定要素を残したまま交渉をまとめざるを得なかつたことがわかりました。



ふくだ まどか 2008年慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科後期博士課程単位取得退学。博士（政策・メディア）。専門は東アジア国際政治史、現代中国・台湾論。國立大学准教授を経て現職。著書に『中国外交と台湾—「一つの中国」原則の起源』など。

頭にかけて当時の国連局科学課に在籍した際、一九七四年に結ばれた日仏の科学技術協定の改定交渉を担当しました。

七四年の締結時の経緯やその後の日仏間の協力や協議の状況、あるいは他国との協定の事例など、記録に頼らざるを得ないところが多く、頻繁に目を通していたのを思い出します。

外交というのは諸外国との間で交渉を積み重ねていく長期的なプロセスです。国連等国際機関の会議に出ると、各国の出席者にはこの道十数年といったベテランがいる例もあり、過去の経緯を踏まえた議論が不可欠で、実際、外交記録が非常に役に立ちます。

**細谷** 実務での利用は重要です。現在も外務省の人は外交記録をよく利用するのでしょうか。

福嶌

一つの目安として、外交史料館に移管されたファイルを外務省本省が業務のために借り出した件数をご紹介すると、二〇一四年度が六九一冊、一五年度が五一二冊とかなりの数のファイルが利用されています。この傾向は他省庁と比較すると顕著で、二〇一五年度で比較すると、外務省員が外交史料館の資料を利用した数と、その他すべての省庁が国立公文書館の資料を取り寄せて利用した合計数は、ほぼ五〇〇件で同じくらいです。

## 移管と公開の実態

——実務と研究、双方に不可欠な外交記録ですが、日本における外交史料館への移管・公開状況はどうなっていますか。

福嶌

行政文書の保存や公開については、法的には二〇〇一年の情報公開法、さらに一年の公文書管理法が施行されて整備されました。他方で外務省は、省独自の取り組みとして、戦前から重要な外交文書を編纂して『日本外交文書』を公刊し、一九七一年には外交史料館を創設して記録を保管し、保存・公開に取り組んできました。戦後の外交記録についても、一九七六年から三〇年後の公開を目途に一般公開を始めました。また二〇一〇年には「外交記録公開に関する規則」を定めて、外務省政務レベルと外部有識者が参加して公開の是非を審査する外交記録公開推進委員会を設置して、より開かれた審査態勢を構築しています。同時に、国民の関心が高い重要なテーマについては、一年に一度、一括して特別審査ファイルの公開を行っています。

波多野

日本の外交記録の公開状況は、欧米との比較から遅れていると言わせてきました。もちろんそういう面はありますが、国内の他省庁と比べると、資料の保存・公開に

かなり積極的に取り組んできました。

他方で、制度面の遅れがあったことも事実です。公文書の管理については、本来であれば公文書管理法に基づいて行政文書の適切な管理・保存を徹底した上で公開を進め、個々の情報については情報公開法に基づいて請求する、という流れが本来でしょう。しかし日本の場合は順番が逆でした。その間に各省庁がかなりの量の文書が「不要」として廃棄されたと考えられます。遅ればせながら公文書管理法が制定されたことで、外務省の自主的な取り組みと相まって、安定的な運用が始まったところです。日本もようやく民主主義国として成熟の段階に入ったということでしょうね。

——移管の状況はいかがですか。

**福島** 内閣府が数値を発表していますが、外務省本省から外交史料館に移管されたファイル数は、二〇一五年度が約三二〇〇冊、一六年度が二七〇〇冊となっています。これも他省庁が国立公文書館に移管するファイル数と比べても、極めて多い数字です。

**福田** 中国の現代史を研究する者としては羨ましい状況です。先ほど述べたように、現代中国の外交記録の公開状況は、欧米や日本に比べてまだまだ遅れています。そうなる

と研究者は、まずは公開の進んでいる米国の公文書に頼つて研究を始めざるを得ません。ある時期までは戦後日本外交史の研究もそうだったと思います。しかし米国の史料から読み取れるのは、米国から見た中国像です。米国側の認識に呑み込まれず、他方で中国の「正史」とも距離を置きながら中国外交の実像を描くには、やはり中国自身の外交記録に触れることが不可欠になりますが、現状ではかなりの困難を伴います。

——福田さんはどのように中国・台湾の外交史料にアクセスしたのですか。

**福田** 今から振り返れば幸運なことに、私が研究を始めた二〇〇〇年代は、中台双方で例外的に史料の公開が進んだ時期でした。まず台湾において、民主化の成果として急速に公開が進みました。二〇〇五年から二年間、台湾に留学した頃は、現在ほど公文書公開の制度が整っておらず、どこで何を見ることができるか分からぬ状況もありましたが、その反面で頻繁に公文書館に通っていると、時折驚くような文書に出くわすこともありました。中国でも、二〇〇四年から限定的ながら外交部などの記録が閲覧できるようになりました。しかし一三年頃から政府の方針が変更され、今ではそれらを外国人が閲覧することはほぼ不可

能な状況です。台湾においては、その後も制度は整備され、文書のデジタル化なども進んでいますが、他方で史料の現物に触れて、貴重な文書を探し出せる機会は少なくなりました。また、台湾では政権交代が史料公開に与える影響も小さくありません。

**波多野** その点、日本では制度と運用がそれなりに機能し始めたことで、日本の史料に依拠し、かなり正確に日本の意図や思考を踏まえた、言ってみれば「普通の」外交史が書かれるようになりました。その結果、戦後の日本外交のイメージはよい方向に変わったのではないでしょうか。これは研究者だけでなく、実務家にも、あるいは市民社会にとっても、建設的な議論を促すという点で意義が大きいと

思います。

## 記録保存の内発的インセンティブ



はたの すみお 1979年慶應義塾大学大学院法学研究科博士課程単位取得退学。博士(法学)。専門は日本外交史。防衛庁防衛研修所所属員、筑波大学教授などを経て現職。外務省『日本外交文書』編纂委員長も務める。著書に『宰相鈴木貫太郎の決断』『幕僚たちの真珠湾』など多数。

細谷 ここ七、八年の日本の進歩は評価に値します。しかし、公文書管理に関して質・量ともに最高水準といわれる英国に比べれば、まだまだです。私は、外交記録公開推進委員会の立ち上げ時の委員として、モデルとして参考にするために英国の事情をリサーチしましたが、二つの点で大きな衝撃を受けました。第一は、公文書管理法が厳格に適用され、行政官が文書を不用意に廃棄するなど適切な管理を怠ると、処罰を受けるということです。民主主義のアカウンタビリティーとしては当然のことですが、最近の文科省や

# 海外ユーザーも意識し、検索システムの構築やデジタルデータの提供なども進める。

財務省、防衛省のような事態は、到底許されません。

もう一つ、私がより重要と考えるのは、英国では外交官自身が外交記録の活用を、英国外交の質の向上のために不可欠だと考えていることです。EU離脱やウクライナ問題など、英国が直面する重要な外交交渉に臨むには過去の経緯の把握は不可欠で、場合によつては数十年分にわたる関連資料を数日で集め、解析する必要があります。英国は予算と人員をかけて、それを行う制度を整えました。具体的には、三年間担当課で保存された外交文書は、四年目にしてロンドン郊外にあるハンスローブ・パークの保管庫に移管されます。そこでは多数のスタッフが勤務しており、外務省本省からEメールで問い合わせがあれば、多くは翌

——予算・人員とともに大変な負担です。

細谷 英国も一九八〇年代までは日本と同様のやり方でした가、それでは間に合わないということで、予算を拡充し、今の制度にしました。現在は公文書館への移管を二五年、さらに二〇年と縮める計画も進んでいます。



ふくしま かよこ 1981年上智大学卒業、外務省入省。米国フレッチャー法律外交学院で修士号を取得。外務省では国連、広報、文化開発、環境、科学技術など諸分野での勤務を経験し、2015年4月からUN Women日本事務所の初代所長として同事務所の開設に携わる。本年4月より現職。

外交記録は外務省の記憶の集大成です。日本の外交官が数年でポジションを変え、しかも多忙を極めるなかで、「外付けハードディスク」のような役割を果たしています。しかしそれを使いこなせなければ意味がない。外交記録の適切な管理は、民主主義の根幹的制度として、あるいは日本外交に対する国民の理解を深めるツールとして重要ですが、それと同じくらい、外交の質の向上のために外交官がそれらを使いこなすことに意味があります。両者は車の両輪であり、その点日本はまだまだバランスが悪く、改善の余地があります。

福島

海外における外交記録の管理制度を見てみると、各

国それぞれに歴史的な背景があります。いわゆる先進国の中でも、英米のように国立の公文書館を設置し、その他の省庁の公文書とともに一元的な管理を行っている国がある一方で、外務省の傘下に公文書館を設置して外交記録を管理しているドイツやフランス、イタリアのような国もあります。日本の場合は、一九七一年に国立公文書館に先立つて外交史料館が開設されており、独仏伊の形に近いといえます。また英米のように一元化された公文書館の場合も、外交記録の公開については外務省が権限を有しており、その点では外交記録が特別な扱いを受けています。

いずれもそれぞれの歴史や情勢を踏まえ、制度的な特長を生かしながら運営されており、当館もこれまでの経緯を踏まえながら、外交史料に関する専門家の育成や、知見の蓄積に取り組んでいきたいと思います。

福田

中国では、公文書——档案と呼びます——の保存

意識自体は高いものがあります。公開については政府のコントロールが入りますが、現地の研究者や実務者との対話を通じて、記録自体はきちんと保存・管理されているとの印象を受けました。档案の管理や公開に関する「中華人民共和国档案法」ができたのも一九八七年と、日本より早いです。

それと、政府レベルの取り組み以外に、欧米ほどではないかもしれませんのが、中国・台湾でも一般の人たちの公文書に対する関心の高さには驚かされることがあります。自分の家族や社会の歴史に対するこだわりは、日本に比べても強いと感じました。

## 海外の人も利用しやすい環境整備を

——外交史料館としては、利用についてどのような努力をされていますか。

福島

二〇一一年施行の公文書管理法に基づき、外交史料

館が国立公文書館等と位置づけられるとともに、原本の閲覧だけでなく、デジタルカメラによる史料撮影など公文書管理法の精神に則った利用が可能となりました。先ほど外務省からの記録の移管について述べましたが、現在、即時閲覧可能な戦後記録は、原本とマイクロフィルムなどの複製物を合わせて一万八千冊ほど、全体の約三五%となっています。それ以外にも、移管済みの史料であれば、利用の希望に基づき審査した上で、閲覧可能です。

**福田** ユーザーとして改善してほしいのは、所蔵史料の全體像が見えにくいことです。現在の目録やホームページでは、初心者ユーザーがお目当ての史料を見つけることは、かなり難しいのではないか。目録だけでなく、ファイルや文書に付された番号が、どのような基準に従っているのかも、いまひとつわかりません。外国の公文書館では大まかには分野・地域と記録作成の時系列でナンバリングされることが多いと思います。その場合、前の番号ファイルと後ろの番号ファイルが面白かったから、真ん中のファイルも開けてみよう、という請求の仕方が可能になりますが、日本の戦後外交文書に関しては難しいと感じます。

**福島** ユーザー視点に立った利便性の向上が重要であることは理解しています。外交史料館ではホームページのリ

ニューアルや、検索システム構築を進めています。海外の方も含めて多くの方が使えるものにしたいと思います。また、インターネット上の史料情報の共有やデジタルデータの提供などのサービスも向上させていきたいと考えています。

他方で、審査に時間はかかりますが、外務省では文書全部が黒塗りといったことはできるだけ避け、できるだけ公開部分を多くする努力もしています。スピードや手続きの簡便性と両立しながら、利用者の要請に資する態勢を整えたいと思います。

**福田** 私のもとには中国・台湾を中心に海外の研究者から日本の文書について問い合わせがありますが、日本人の私でさえそうなのですから、日本を研究する外国人研究者は、かなりハードルが高いのではないかと思います。

**細谷** 使い勝手がよくなつて、海外の研究者やジャーナリストの利用が増えれば、それだけ日本から発信された、日本を理解した思考が広まることにつながります。「アーカイバル・ヘゲモニー」などと呼ばれるように、米国や英國の外交の強さの原因の一つは、そこになります。

**福田** その点は中国でも最近意識されていて、現代史は難しいにしても、近代史の記録については、政治家個人の文

書も含めて自国で公開しようとする機運が高まっています。背景には台湾の積極的公開の姿勢もあります。米国で

も、例えばスタンフォード大学フーバー研究所などは中国関係史料の収集に積極的で、蔣介石日記など一級品の史料があります。史料のある所に人は集まり、ワーキングショッピングが開催され、そこで情報が共有・発信されることで、歴史理解の流れのようなものができていくのです。その点でも、日本は外交記録の公開に積極的であつてほしいと思います。

**細谷** それに関連して、史料の保存機関にはぜひカフエを併設してほしいですね。ワーキングショップとはいかなくとも、そこへリサーチしに来た人たちが、その日の「史料ハンティング」の成果を披露しながらお互いの研究を話し合う場所として、有効利用できます。

**波多野** ユーザーの利便性向上、公開する史料の質・量それぞれの向上、いざれもある種のパブリック・ディプロマシーの一環として考えるべきでしょう。後者の例を挙げると、二〇一五年に公開された一九七九年の大平首相の訪中関連の文書は、翌年の華国鋒党主席の訪日と一緒に公開しないと、この時期の日中関係の画期的な変化をアピールできません。そういう点も、専門家を利用しながら戦略的に

進めたいところです。

## 歴史問題が国際政治の主戦場となりつつある

**細谷** あえて二つ、厳しいことを申し上げます。ユネスコの記憶遺産しかし、慰安婦問題しかし、歴史認識問題が大きな外交イシューになる現代において、日本は主要国で唯一、外務省内にオフィシャルな歴史家やアーキビストを持たない国です。これでどうやって「歴史戦」を闘うのでしょうか。歴史学で博士号を取得したり、専門にトレーニングを積んだ人を、それなりの待遇と権限を与えて揃えるべきです。今、省内でアーキビストといえる人としては、外交史料館職員がそれにあたるかもしれません。しかし移管された史料を精査し公開に備える傍らで『日本外交文書』の刊行も進めなければならぬ現状をみれば、戦略的な「歴史」の活用にリソースを割く余裕はないでしょう。英國では外務省が抱えるオフィシャル・ヒストリアンがいて、そのなかでチーフ・ヒストリアンともなれば二〇年以上務めるようなベテランで、新しい大臣が就任したり、歴史問題が外交問題化すれば、直ちに外相に助言を行うアドバイザーの立場にあります。ちなみに専門家の活用という点では科学技術外交の分野でも遅れていましたが、こちらは省

内に科学技術顧問を創設し、昨年八月の第六回アフリカ開発会議（TICAD VI）での科学技術協力で大きな成果を収めました。歴史問題についても、早急に対応してほしいと思います。

**波多野** 重要な問題提起です。日本にも公文書館・史料館はありますが、アーキビストの資格について基礎的なところで共通する部分はあっても、やはり外交に特化した専門家が必要です。そして彼らにかかるべき権限を与えて、例えば外務省の原課に対して文書の移管や保存についてアドバイスできる存在であってほしいと思います。

**細谷** それに関連して二つ目の提言として、外務省独自の入省試験を復活させてほしい。外務省のリクルートに国家

一種（現在は総合職）試験が適用されたことで、外交史や国際法を学んだことのない外交官が生まれています。歴史そのものが外交イシューになる時代にそれでよいのか、大いに疑問です。

**波多野** 便乗するわけではありませんが、公文書管理や情報公開制度も各級の公務員試験の試験科目に加えてほしいですね。意識づけにも大いに役立つと思います。

**福田** 利用者の利便性に加え、日本からの情報発信という意味でも、ウェブサイトのホームページの充実、検索シス

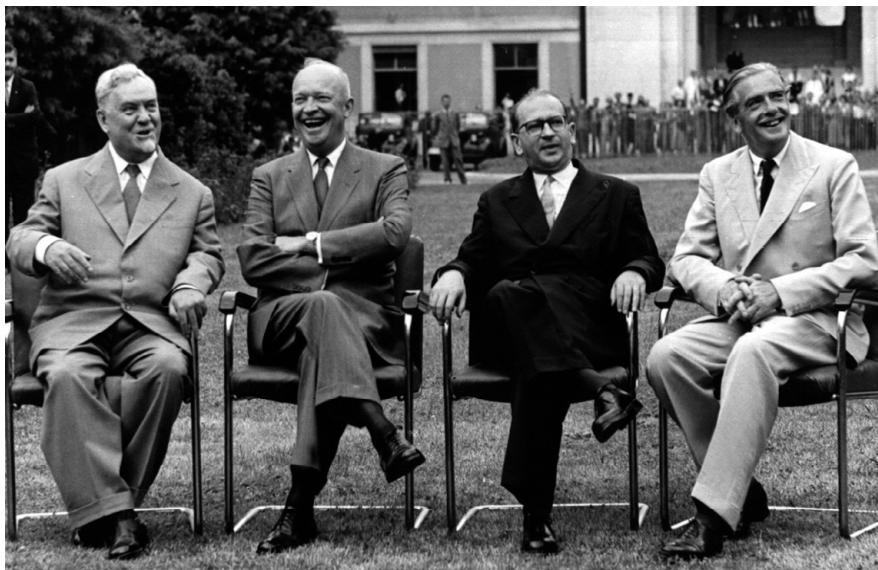
テムの改善、そしてホームページ上の史料公開を進めてほしいと思います。その点、波多野さんがセンター長を務めるアジア歴史資料センター（アジ歴）では、インターネット上の史料公開という、日本では画期的な試みがなされています。

**波多野** アジ歴は今年で一七年目を迎えるが、外務省の協力を得て、これまでの戦前の史料に加えて、今年八月から戦後史料の掲載も始めました。将来的には一九七二年の日中国交正常化まで時代を広げたいと考えています。戦争だけではなく、その後始末をどのようにつけたか、というところまでフォローしたい。海外の研究者にも知られる存在となつてきました。

**福島** アジ歴に対しても、すでに戦前期の外務省記録や条約など約三万六千点の史料の画像データを提供していますが、戦後七〇年施策として戦後史料についても積極的に協力を進めています。

**波多野** 今後は、日本の中高生が歴史の授業で使えるような補助教材を充実させるなど、専門家以外にも利用してもらえるようになりたいですね。

**福田** 現代史においては、依然として評価の定まらない事象も少なくありません。ぜひ日本の史料が公開され、歴史



1955年7月に行われた米英仏ソによるジュネーブ4巨頭会談。左からソ連首相ブルガーニン、米大統領アイゼンハワー、仏首相フォール、英首相イーデン。大国間の駆け引きは歴史史料を通じて生き生きと蘇る(picture alliance／アフロ)

をめぐる世界との対話や交流をリードしてほしいですね。専門家に向けた資料集・文書集も積極的に発行していくべきでしょう。世界の外交史家が米国国务院編纂のFRUS (Foreign Relations of United States) を読んで研究を始めるわけですから、日本も『日本外交文書』の戦後編の発刊を急ぐ価値はあると思います。

**波多野** 戦前から刊行の続く『日本外交文書』は、欧米の外交文書集に匹敵する充実したものと自負しています。それを可能にしているのは、外交史料館の編纂スタッフの不斷の努力の賜物です。

**細谷** 冒頭に白洲次郎の書簡の関連で吉田茂に言及しましたが、吉田は外交の要諦として「勘」という言葉を好んで使いました。「勘」とはつかみどころのない言葉ですが、吉田が念頭に置いていたのは間違いなく英国の外交であり外交指導者です。吉田の英國びいきは有名ですが、それはなぜかというと、彼らが持つ外交感覚を高く評価していたからです。そして英國における外交感覚とは、これまで述べてきたように歴史感覚と言い換えてよいほど、歴史と密接に結びついています。国土が小さく、資源が限られ、近隣に難しい国もある日本こそ、歴史に根差した外交感覚を必要としているのではないでしょうか。